



近畿地方整備局 大阪国道事務所
資料配布

配布日時	平成 25 年 7 月 8 日 14時00分
------	---------------------------

件名	道路に大きなダメージを与える 特殊車両通行許可違反車両の指導・取締を実施
----	---

概要	<p>○特殊車両通行許可違反車両(総重量違反車両等)は、道路の舗装や橋梁等を傷めます。また、そのような車両が事故を引き起こすと長時間の通行止めを引き起こす重大事故に繋がりがねません。</p> <p>○道路の保全と交通の危険防止を図るため、特殊車両通行許可違反の車両に対する指導・取締りを実施します。</p> <p>○実施日:平成25年7月9日(火) 14時~16時(小雨決行)</p> <p>○場 所:国道1号 枚方車両計量所(枚方市北山)</p> <p>※国道26号泉大津車両計量所(泉大津市)や国道171号水無瀬車両計量所(島本町)においても、今後、指導・取締を実施してまいります。</p>
----	---

取扱い	資料の解禁は平成25年7月9日 14:00以降
-----	-------------------------

配布場所	近畿建設記者クラブ 大手前記者クラブ 枚方記者クラブ
------	----------------------------------

問合せ先	国土交通省 近畿地方整備局 大阪国道事務所 副 所 長 仁保 利優 (内線 202) 管理第一課長 若杉 時彦 (内線 431) 電話 06-6932-1421
------	---

道路に大きなダメージを与える 特殊車両通行許可違反車両の指導・取締を実施

道路を通行する車両については、大きさや重量を制限(一般的制限値)しており、一般的制限値を超える車両を「特殊車両」といいます。特殊車両は、道路管理者がやむを得ないと認めたときに限り、道路の構造を守り交通の危険を防ぐため、通行に必要な条件(走行時間帯、誘導車の配置、徐行など)を付してその通行を許可しています。

特殊車両通行許可違反車両(総重量違反車両等)は、道路の舗装や橋梁等を傷めることのみならず、特殊車両による交通事故は、死亡事故や長時間の通行止めをひきおこす重大事故に繋がりがねません。

道路の保全と交通の危険防止を図るため、特殊車両通行許可違反の車両に対する指導・取締りを行います。

また、平成25年3月からは、繰り返し違反走行を行った場合に是正指導を行い、それにも関わらず違反が確認された場合は、違反者の名称や違反内容等を公表していきます。

1)取締日時

【京都方面から大阪方面に向かう車両に対して】

実施日 平成25年7月9日(火)14時～16時(小雨決行)

場 所 国道1号 枚方車両計量所(枚方市北山)

※国道26号泉大津車両計量所(泉大津市)や国道171号水無瀬車両計量所(島本町)においても、今後、指導・取締を実施してまいります。

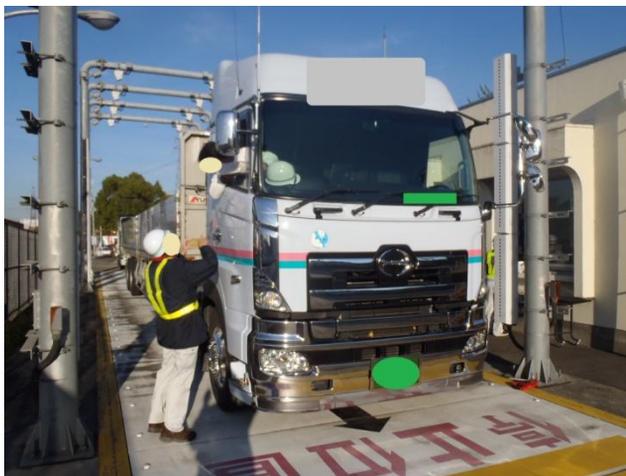
2)取締内容

車両を指導取締基地に引き込み、以下について確認を行います。

- (1)特殊車両許可証の有無及び携帯の有無の確認
- (2)許可内容及び許可条件の確認
- (3)車両の計測(重さ、高さ、長さ及び幅)

■取締の様子

○運転手への説明・許可証の確認



○車両の計測(幅の計測)



■取締位置図



車両の構造が特殊である車両、あるいは輸送する貨物が特殊な車両で、幅、長さ、高さおよび総重量のいずれかの一般的制限値を超えたり、橋、高架の道路、トンネル等で総重量、高さのいずれかの制限値を超える車両を「特殊な車両」といい、道路を通行するには特殊車両通行許可が必要になります。（道路法第47条の2）

「一般的制限値」

車両の諸元		一般的制限値(最高限度)
幅		2.5メートル
長さ		12.0メートル
高さ		3.8メートル(高さ指定道路は4.1メートル)
重さ	総重量	20.0トン(重さ指定道路は25.0トン)
	軸量	10.0トン
	隣接軸量	○隣り合う車軸の軸距が1.8メートル未満 18.0トン (ただし、隣り合う車軸の軸距が1.3メートル以上、かつ隣り合う車軸の軸重がいずれも9.5トン以下のときは19トン) ○隣り合う車軸の軸距が1.8メートル以上 20.0トン
	輪荷重	5.0トン
最小回転半径		12.0メートル

「車両の構造が特殊」

トラッククレーンやセミトレーラーなどの車両で一般的制限値を超える車両。

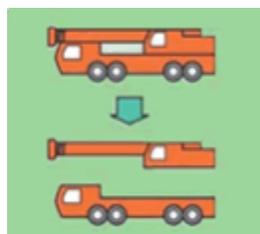
○バン型セミトレーラー



○重量物運搬用セミトレーラー



○トラッククレーン



* 公道走行時は、分解が必要となる場合があります。

* 車検証に記載された重量で走行しなければなりません。

■積載重量超過などによる違反車両は、道路構造物の劣化を早めます。



■車両の重量による道路構造物の疲労に及ぼす影響

走行車両の軸重が、制限値の10tを2割超えるだけで、舗装への影響は2倍、橋梁への影響は9倍になると言われており、道路構造物の長寿命化を図るには、重量違反車両の取締は不可欠です。

道路の橋梁に与える影響

過積載による橋梁への影響は、基準超過の12乗に相当するといわれています。



例えば、大型車両1台が軸重10トンの基準よりも2トン超過した場合、橋梁に対しては約9台分の加重が蓄積され、道路が損傷する原因になります。

$$\left(\frac{12\text{t}}{10\text{t}}\right)^{12} = \text{約 } 9 \text{ 倍}$$

道路の舗装に与える影響

過積載による舗装への影響は、基準超過の4乗に相当するといわれています。



例えば、大型車両1台が軸重10トンの基準よりも2トン超過した場合、舗装に対しては約2台分の加重が蓄積され、道路が損傷する原因になります。

$$\left(\frac{12\text{t}}{10\text{t}}\right)^4 = \text{約 } 2 \text{ 倍}$$

大型車両事故は、長時間の通行止めや道路施設に多大な影響を及ぼします。

■2007年2月(首都高速)



高欄を超え横転し、橋脚の横梁上に車両が落下。

■2011年11月(国道2号 西宮市)



トレーラー事故により、積荷が散乱。約6時間の通行止。